第五条第一項第六十五号ハ中「次の図における容器置場の面積（単位　平方メートル）に対応する距離であつて、じよ限量が百万分の一以下の毒性ガスにあつてはm_1、百万分の一を超え百万分の五十以下の毒性ガスにあつてはm_2、百万分の五十を超え百万分の二百以下の毒性ガスにあつてはm_3によつて表される距離（単位　メートル）以上の距離を有すること。」を「次に掲げる算式により得られた値以上の距離を有すること。」に改め、ハ中の図を削り、ハに次のように加える。

(イ)　$0 \leqq X < 9$の場合　$m=54$

(ロ)　$9 \leqq X < 25$の場合　$m=18\sqrt{X}$

(ハ)　$25 \leqq X$の場合　$m=90$

第五条第一項第六十五号ハ備考を次のように改める。

備考　これらの式において、m及びXは、それぞれ次の数値を表すものとする。

m　容器置場の外面から保安物件までの距離（単位　メートル）

X　容器置場の面積（単位　平方メートル）

第五条第一項第六十五号ト中「可燃性ガス」の下に「及び特定不活性ガス」を加え、ル中「可燃性ガス」の下に「、特定不活性ガス」を加え、同条第二項第二号ル中「充塡可能期限年月日を経過したもの」の下に「、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器にあつては、同号の充塡可能期限年月を経過したもの、国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器にあつては、これを製造した月（その製造過程で行われた耐圧試験に合格した月をいう。）の前月から起算して十五年を経過したもの」を加え、同項第六号ロ中「毒性ガス」の下に「、特定不活性ガス」を加え、同項第八号ロ中「毒性ガス」の下に「、特定不活性ガス」を加え、ニ中「不活性ガス」の下に「（特定不活性ガスを除く。）」を加える。

第七条第二項第三号中「講ずること」を「講じてあること」に改める。

第七条の二第一項第四号ロ中「貯槽は」を「貯槽には」に、「講じてあること」を「講ずること」に改め、ハ(ロ)及び(ハ)中「貯槽室は」を「貯槽室には」に改める。

第七条の三第一項第一号中「第六十号」を「第六十一号」に改め、同号の次に次の三号を加える。

一の二　地盤面下に高圧ガス設備を設置する室の上部は、十分な強度を有し、かつ、当該室の構造に応じ漏えいしたガスの滞留を防止するための措置を講じてあること。

一の三　地盤面下に液化水素の貯槽を設置する室には、防水措置を施すこと。

一の四　地盤面下の室に設置する液化水素の貯槽には、二重殻真空断熱式構造により、貯槽内の液化水素の温度が常用の温度を超えて上昇しないような措置を講ずること。

第七条の三第一項第十四号中「複数の蓄圧器又は圧縮機」の下に「（水電解水素発生昇圧装置を含む。以下この号及び第十六号並びに次項第三十号及び第三十四号において同じ。）」を加え、同項第十五号の次に次の二号を加える。

十六　圧縮機と圧力が十メガパスカル以上の圧縮ガスを容器に充塡する場所又は第一号で準用する第五条第一項第六十五号に規定する当該ガスの充塡容器に係る容器置場との間には、厚さ十二センチメートル以上の鉄筋コンクリート造り又はこれと同等以上の強度を有する構造の障壁を設けること。

十七　水電解水素発生昇圧装置により、圧縮水素を製造する場合は、当該水電解水素発生昇圧装置には、爆発、漏えい、損傷等を防止するための措置を講ずること。

第七条の三第二項第一号中「第六十四号」の下に「並びに前項第一号の二から第一号の四まで及び十七号」を加え、同項第三十号に次のただし書を加える。

ただし、圧縮機又は蓄圧器とディスペンサーが、同一の筐体内に配置され、当該筐体の外面の構造により有効に保護されている場合は、この限りでない。

第十条第二十九号中「又は経済産業大臣が定める毒性ガス」を「、毒性ガス（経済産業大臣が告示で定めるものに限る。）又は特定不活性ガス」に改める。

第十四条第一項第一号、第二号及び第六号イ中「及びじよ限量百万分の一未満のガスが通るもの」を削る。

第三十七条第二項第三号中「第五条第一項第五十八号の二に規定する措置に限る。」を「第五条第一項第十四号、第二十九号、第四十号、第四十七号、第五十一号、第五十三号、第五十四号の二、第六十五号ト及び同号ルに掲げる基準（特定不活性ガスに係るものに限る。）並びに同項第五十八号の二に掲げる基準に係るものに限る。」に、「規定する措置」を「掲げる基準に係るもの」に、「並びに圧縮水素スタンドである製造施設」を「、圧縮水素スタンドである製造施設並びにコンビナート製造事業所間の導管（第十条第二十九号に掲げる基準（特定不活性ガスに係るものに限る。）に係るものに限る。）」に改める。

第三十九条第四号イ中「可燃性ガス」の下に「又は特定不活性ガス」を加え、「行うこと」を「放出すること」に改め、ハ中「又は毒性ガス」を「、毒性ガス又は特定不活性ガス」に改める。

別表第三第一項第十五号の項中「可燃性ガス」の下に「及び特定不活性ガス」を加え、同表第一項第三十一号の項中「可燃性ガス」の下に「又は特定不活性ガス」を加え、同表第一項第四十二号中「不活性ガスにより」を「不活性ガス（特定不活性ガスを除く。以下この号において同じ。）により」に改め、同表第一項第四十九号の項中「可燃性ガス」の下に「及び特定不活性ガス」を加え、同表第一項第五十三号の項中「可燃性ガス」の下に「又は特定不活性ガス」を加え、同表第一項第五十五号中「又は経済産業大臣が定める毒性ガス」を「、毒性ガス（経済産業大臣が告示で定めるものに限る。）又は特定不活性ガス」を加え、同表第一項第五十六号の項の次に次のように加える。

五十六の二　第五条第一項第五十四号の二の特定不活性ガスの製造施設の消火設備	五十六の二　特定不活性ガスの製造施設の消火設備の設置状況を目視によるほか、記録等により検査し、当該消火設備の性能を作動試験又はその記録により検査する。

別表第三第一項第七十一号の項中「可燃性ガス」の下に「又は特定不活性ガス」を加え、同表第一項第七十四号の項中「又は酸素」を「、特定不活性ガス、酸素又は三フッ化窒素」に改め、同表第四項第十号の項中「当該室の」を「地盤面下に高圧ガス設備を設置した室の」に、「当該室に講じた漏えいしたガスの滞留を防止するための措置」を「漏えいしたガスの滞留を防止するための当該室に講じた措置」に改め、同表第一項第六十一号の項中「第六十二号」を「第六十二号イ」に改め、同項の次に次のように加える。

一の二　第七条の三第一項第一号の二の地盤面下に高圧ガス設備を設置した室の構造等	一の二　地盤面下に高圧ガス設備を設置した場合の地盤面下に高圧ガス設備を設置した室の上部構造を目視によるほか、図面又は記録により検査し、かつ、漏えいしたガスの滞留を防止するための当該室に講じた措置の状況を目視によるほか、図面又は記録により検査する。
一の三　第七条の三第一項第一号の三の液化水素の貯槽を設置した室の防水措置	一の三　液化水素の貯槽を設置した室の防水措置の状況を目視によるほか、図面又は記録により検査する。
一の四　第七条の三第一項第一号の四の貯槽内の液化水素の温度上昇防止の措置	一の四　貯槽内の液化水素の温度が上昇しないような措置の状況を目視によるほか、図面又は記録により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。